

## 第29回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年7月23日（火）15時00分～15時45分
  
- 2 場 所 平庭山荘
  
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第3条許可処分の取消願いについて  
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第4号 農用地利用集積計画書について  
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(2) 会務報告
  
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 26名(別添名簿のとおり)  
事務局 事務局長 古 山 誠  
農地係長 大 道 学  
主 任 下 野 優 貴

## 第29回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

	発言主旨
15時00分開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第29回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告いたします。4番木村委員、14番柿木委員、岩崎推進委員、桑田推進委員より、欠席通告がありましたので、ご報告いたします。それでは久慈市農業委員会規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まずは議事録署名委員および会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認め、議事録署名委員に3番米澤委員、5番田村委員を、書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。
下野主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。 付議番号1、2それぞれ関連があるため、一括してご説明いたします。付議番号1と付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。各申請人の耕作を行っている農地の一部について、名義の異なる土地が存在しており、その土地について、無償で交換し、集約を行うものであります。それぞれお米、ほうれん草を栽培することであり、すでに耕作が行われているものです。

	発言主旨
	<p>続きまして、付議番号 3、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲渡人が以前より相続を受けた土地であり、耕作を行えないことから、譲受人に譲り渡し野菜を栽培するとのことです。付議番号 4、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。申請地は、〇〇地区となり、譲渡人が遠方在住であり、農地の管理が困難であることから、申請地の近隣に在住の兄弟へ譲り渡し、野菜を栽培するとのことです。以上で議案 1 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続きまして、現地調査員からの報告をお願いします。付議番号 1 番について下館定一推進委員をお願いします。</p>
下館定一 推進委員	<p>場所は〇〇線の〇〇地区の最も軽米寄りの場所になります。左側にほうれん草のビニールハウスがあるところですが、今まで相手の土地であることをお互いに知りながら、使用していたとのことです。使っている人間と土地を、はっきりさせようという事で、面積にちょっと開きがありますが、特に問題はないと聞いています。</p>
会長	<p>付議番号 3 番について、中塚委員をお願いします。</p>
中塚委員	<p>番号 3 について現地調査をして参りましたので、ご報告いたします。場所は〇〇郵便局の西に 70m ぐらいの場所になります。前に遊休農地解消事業でそばを植えていた場所になり、現地は畑として使用されており、今後も農地として使用するという事なので、問題がないものとして見て参りました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>付議番号 4 番について、下館定一推進委員をお願いします。</p>
下館定一 推進委員	<p>現地は〇〇町の〇〇センターの向かい側になります。車が入っていけないので、徒歩で現地を確認してきました。畑として利用されており、いも、大根、キュウリ等が作られておりましたし、しっかり管理もされており、問題はないものとして見てまいりました。ご審議の程お願いします。</p>

	発言主旨
会長	議案第 1 号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	1 番ですが、現在使ってるのは、○-○は○○さんの土地、○-○-○は□□さんの土地なわけですね。これを今はどういうふうに使っているという事でしたか。もう少しわかりやすく説明して下さい。
会長	事務局お願いします。
下野主任	2 ページの地籍図をご覧いただきたいと思います。太字になっている○-○となっているところ、こちらが○○さんの名義となっている所なんです、周辺にあります○-○、○-○、○、隣地になっている所、こちらは□□さんの名義になっており、田んぼとして使っております。○-○-○の方、こちら左側の方、○-○は、合わせてほうれん草作っているハウスになります。○-○については、○○さんの名義、○-○については、□□さんの名義で、それぞれの土地があべこべになっている所を、今回交換して名義を合わせるということです。
会長	よろしいですか。他にございませんか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	3 番ですが、具体的にどなたが農業をやることになるのか、計画が出ていますか。
会長	計画は申請者自身がやるという事のようにです。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	贈与という事ですが、譲渡人と譲受人はどのような関係なのか、他人でも贈与は可能なのかお聞かせください。

	発言主旨
会長	事務局お願いします。
下野主任	譲渡人と譲受人は親族ではなく、知人と聞いております。
会長	よろしいですか。他にございませんか。 なければ質疑を打ち切ってよろしいですか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見なしとして決定されました。次に、議案第 2 号農地法第 3 条許可処分取消願いについてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。
下野主任	議案第 2 号農地法第 3 条の許可処分の取消願いについてご説明いたします。付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲渡人が隣接する住宅へ家族とともに、引っ越し、願出地を家庭菜園として利用したく、5 月に 3 条許可申請がなされ、22 日に許可となった農地ですが、許可後間もなく、ご両親のみが移住することとなり、売買の契約及び農地の所有者、管理主体が変更となることから、取消願が出されたものです。許可を取り消した後、改めて 3 条許可申請を行う予定とのこと。許可となった後、変更が必要となった時点で、まだ売買契約の締結及び所有権変更登記を行っていなかったため、願出が出されたものですが、取消しにあたり、委員会の議決を要することから、議案として提案しました。以上で議案第 2 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員の報告をお願いします。中塚委員。
中塚委員	付議番号 1 について、現地調査をして参りましたのでご報告いたします。7 月 16 日、下館定一推進委員、事務局 2 名と、計 4 名で現地調査を行いました。場所は、〇〇インターから南東方向に 2.5km ぐらい、市民バス停〇〇から東に 250m ぐらいの場所になります。現地は一部

	発言主旨
会長	<p>草刈が行われており、その他の場所も、50～60cmぐらいの草がありました。草刈等で充分畑として使用できるものとして見て参りましたが、許可処分の取消願については、事務局から先ほどお話しした通りの内容となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>議案第 2 号農地法第 3 条許可処分の取消願については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決しました。議案第 3 号農地法の適用外証明願についてを議題といたします。事務局の説明を願ひます。</p>
下野主任	<p>議案第 3 号農地法の適用外証明願についてご説明いたします。</p> <p>付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。相続物件であり、すでに農地法上の許可を受けていると思ったとのこと。現地は前所有者により、昭和56年に貸家及びその通路となっております。議案に記載が漏れてしまっていたのですが、平成6年にアパートが建設されており、相続時にはすでに現在の様相となっていたとのこと。登記簿の調査により、農地となる農地であったことがわかったとのこと。以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査員の報告を願ひます。中塚委員。</p>
中塚委員	<p>付議番号 1 についてご報告いたします。場所は〇〇の西側になります。現地は住宅が建っており、道路も砂利が敷いてあり、農地でなくなつてから40年以上が経過しており、やむを得ないものとして見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>議案第 3 号について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p>

	発言主旨
	<p>質疑を打ち切ります。議案第 3 号農地法の適用外証明願いについては、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見なしとして決定されました。次に議案第 4 号農用地利用集積計画書についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画書についてご説明いたします。令和 6 年度、農地利用集積計画書が別紙の通り提出されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。13 ページ、14 ページをお開きください。こちらは各筆明細です。利用権設定を受ける者と利用権を設定する者は、記載の通りでございます。全部で 11 筆の田について、農地中間管理機構を通しまして、借り受けるものです。借受人は、〇〇様は水田として、□□様は採草放牧地として利用するとのことで、農政課から伺っております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。特にご異議ございませんね。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、特に意見がないものとして決定させていただきます。次に進ませていただきます。報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>報告事項 (1) としまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で 12 件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項 (1) の説明を終わります。</p>
会長	<p>報告ですのでよろしいですね。次に、報告事項 (2) 会務報告、局長お願いします。</p>
事務局長	<p>(会務報告 令和 6 年 6 月 21 日～令和 6 年 7 月 23 日)</p>
会長	<p>報告事項 (2) ですが、質問ありますか。ないようですので、以上で報告事</p>

	発言主旨
	<p>項(2)を終わらせていただきます。(3)その他、皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>(間推進委員 挙手)</p> <p>間推進委員。</p>
間推進委員	<p>今日は農地パトロールという事でしたので、提案がございます。3条付議番号3番につきまして、申請者の方ですが、以前申請し取得した農地についても、本人が管理するということでしたが、それをせず非常に近隣に迷惑をかけていても何ら対応しておりません。おそらく今回の案件に関しても、同じような状態になるのではないかと考えております。今回の申請、また前回認可された農地も現地調査、パトロール等して、管理上問題があるようでしたら、何らかの措置が必要と考えていただきたいと強く思い、その旨提案いたしますので、事務局の取計らいをお願いします。</p>
会長	<p>わかりました。現地に行って確認をして、こちらの方から、耕作してないようだということであればお話をします。最低限、草刈だけはしていただかないとだめです。草を刈っていれば耕作できるので最低限のことは、やってもらうように話をしますので、皆さんもご承知ください。よろしくをお願いします。一関市の問題もありますし、新聞報道によると中山間地域直接払いをもらっているわけですが、返還命令があるというようなお話も伺っております。そういうことのないように、久慈市でもきちんとした対応して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。他にございませんか。なければ終了してよろしいですか。総会の方は以上で終了します。</p>
15時45分閉会	